

贈与を受けた額 単位:万円

相手	父親方の祖父	母親方の祖父
金額	150	150
合計	300	
基礎控除	110	
課税価格	190	
税率	10%	
税額	19	

贈与税(暦年課税)の速算表

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下の金額	10%	-
300万円	15%	10万円
400万円	20%	25万円
600万円	30%	65万円
1,000万円	40%	125万円
1,000万円超の金額	50%	225万円

不動産会社とオーナーのための

『社長の税金』

ワンポイントアドバイス ②⑥

落合会計事務所

贈与とは、当事者の一方が自己の財産を「無償」で相手方に与え、相手方がこれを受け取ることによって成立する契約のことを指す。そして贈与税は、この「財産を受け取った者にかかる税金」である。

贈与税には、年間110万円まで非課税の枠があり、この非課税の枠を「基礎控除」といい、毎年110万円まで基礎控除を使うことができる。

相続税の基礎控除は、最低でも500万円と大きい相続のときの1回のみしか使うことができない。一方で贈与税は10万円と小さいものの毎年使うことができるので、長い時間をかければ、税金をかけた大きな金

【個人の税金編】 贈与税の暦年課税とは 年間110万円まで非課税

額を渡すことができる。また、贈与をする相手が複数いれば、それだけ1年に税金がかからずに移せる財産の金額が増える。例えば、子供が3人いる場合、それぞれ毎年贈与するのであれば、毎年110万円×3人分の330万円には税金をかけることなく渡すことができる。

因みに渡す相手が「親族」である必要はないので、誰からもらったも基礎控除を受けることができる。ただし、この基礎控除はもらった人ごとに適用されるので、複数の人からもらったとしても基礎控除は110万円ということに注意してほしい。

例えば、1年間でAさんが父親方の祖父から150万円もらい、母親方の祖父から150万円もらった場合は上の表のようになる。

今まで説明してきた年110万円までの基礎控除の規定を「暦年課税」という。